



気づいていますか 子どものサインに

LD・ADHD・高機能自閉症等の
理解と支援のために

子どもたちの通う小・中学校で、
特別な教育的ニーズに応じた
教育的支援が始まっています。



岡山県教育委員会

5+7?



- 簡単な計算ができない。
- 物事の因果関係を理解することが難しい。

キョロ
キョロ



- 注意し続けることが苦手である。
- じっとしていることができず、ついつい立ち歩く。

- 急な予定の変更に対応することが苦手である。
- 友だちを求めるけれども、関係をうまく築けず、発展しにくい。

- 聞き間違いをよくする。
- 思いっくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい。



このようなことに学習や生活場面で 困難を感じている子どもたちがいます。

- ノートのますから字がはみ出してしまふ。
- 鏡文字がなかなかおらない。

- 冗談やたとえ話が理解できず、相手の話を言葉どおりに受け取ってしまう。
- 特定の行動や考えに強くこだわることもある。



- 行を飛ばして読んだり、同じ行をくり返して読んだりする。
- 簡単な図形をうまく書き写せない。

ねえねえ
○○さん!



- 他の人の話をさえぎって話すことがしばしばある。
- 学習や遊びに必要な物をすぐになくしてしまう。



学習場面や生活場面で、さまざまな困難に直面し、自信を失いかけている子どもたちの中にLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症など、いわゆる軽度発達障害が疑われる場合があります。このような発達障害は、**養育環境やしつけの仕方によって引き起こされるものではありません。**その原因は、脳の中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されています。また、LD・ADHD・高機能自閉症等の障害が一人の子どもに重複している場合もあります。



LD・ADHD・高機能自閉症とは、どんな障害ですか。



それぞれの障害について、簡単に解説します。
(文部科学省の定義より)

1 LD(学習障害)とは、

基本的には全般的な知能の発達の遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものであります。

学習障害は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害・聴覚障害・知的障害・情緒障害などの障害や、環境的要因が直接の原因となるものではありません。

※全般的な知的発達に遅れがないにもかかわらず、聞いたり話したりすること、読み書き計算すること、そしてものごとを道筋立てて考えることなどのうちで特定のことが極端に苦手な学びにくさを抱える場合があります。

2 ADHD(注意欠陥/多動性障害)とは、

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものであります。

また、7歳以前に現れ、その状態を継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

※順序立てて活動することが苦手であったり、思いつくと即座に行動してしまったりするなど自分の気持ちをうまくコントロールすることが苦手な場合があります。

3 高機能自閉症とは、

3歳位までに現れ、①他人との社会関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

◎アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものであります。

※相手の気持ちを察したり、周りの状況に合わせて行動したりすることがうまくできないために、人とうまくかかわれなかったり、コミュニケーションをはかることが苦手であったりする場合があります。

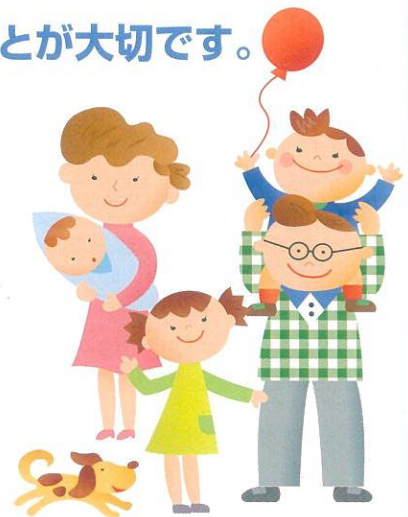


このような子どもたちをどのように理解し、支援したらいいでしょうか。

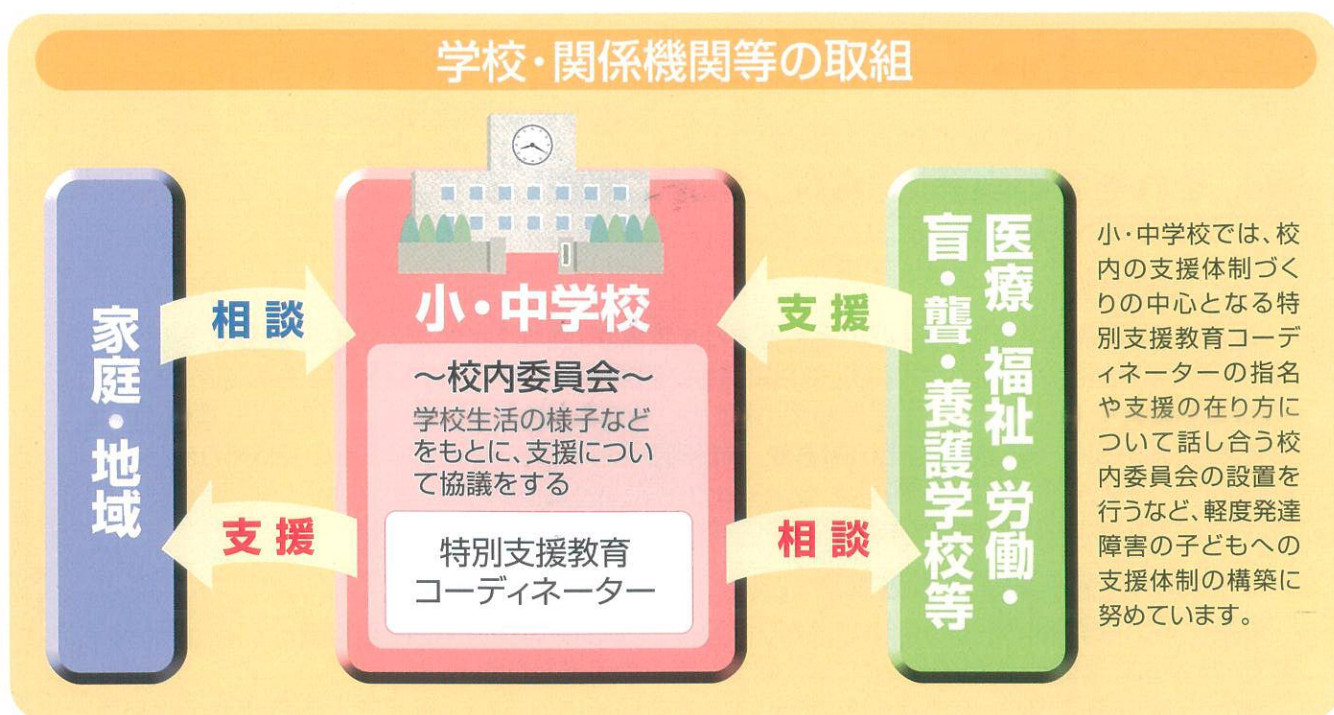


適切な理解と支援のためには、次のようなことが大切です。

- 自分の気持ちを言葉でうまく表現できない場合があります。子どもたちの行動や態度の中にある小さなサインを見逃さないことが大切です。
- 子どもの努力を認め、自信や意欲を高めるように心がけ、得意なこと、苦手なことなど、子どもの特性をきちんと把握し、家庭、学校、相談機関、地域等が共通理解をして適切な支援を行うことが必要です。
- 小・中学校で特別支援教育コーディネーターを指名して、保護者からの相談に応じるなど、相談支援体制の整備に努めています。ご相談ください。



学校・関係機関等の取組



岡山県内の主な相談機関

相談機関	所在地	電話番号
岡山県教育センター	岡山市古京町2丁目2-14	(086)270-2335
岡山市教育相談室	岡山市新道1番地	(086)224-4133
倉敷教育センター	倉敷市福田町古新田940	(086)454-0400
岡山県中央児童相談所 (岡山県福祉相談センター)	岡山市平田407	(086)246-4152
岡山県倉敷児童相談所	倉敷市美和1-14-31	(086)421-0991
岡山県倉敷児童相談所 高梁分室 相談日/月・火 8:30~17:00	高梁市落合町近似286-1	(0866)21-2833
岡山県倉敷児童相談所 高梁分室新見相談室 相談日/木・金 10:00~16:00	新見市新見2056-1	(0867)72-1177
岡山県津山児童相談所	津山市山北288-1	(0868)23-5131
岡山県精神保健福祉センター	岡山市古京町1丁目 1-10-101	(086)272-8835
おかやま自閉症・発達障害支援センター	岡山市祇園地先	(086)275-9277
社会福祉法人 旭川荘療育センター児童院	岡山市祇園地先	(086)275-4057
岡山大学医学部・歯学部 附属病院	岡山市鹿田町2-5-1	(086)223-7151
岡山県立岡山病院	岡山市鹿田本町3-16	(086)225-3821

※最寄りの保健所でも相談を受け付けております。

※それぞれの相談機関にはそれぞれ特徴があり、より適切な相談機関へ紹介されることがあります。



岡山県教育庁指導課障害児教育推進室

〒700-8570 岡山市内山下2丁目4番6号
 TEL (086) 226-7587 FAX (086) 224-3035
 E-mail: shogaiji@pref.okayama.jp